平成２３年（フ）第１１８号
広島県尾道市瀬戸田町名荷1134番地２
債務者　波戸岡千代
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
愛媛県松山市古川西３丁目14番11号
債務者　吉田やよい
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４９号
愛媛県松山市浅海原甲292番地
債務者　森井　雅文
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３５８号
愛媛県松山市南吉田町955番地３
債務者　乗松美智子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３６４号
愛媛県松山市竹原２丁目11番20号　ダイアパレス竹原502号
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
愛媛県今治市新谷甲1193番地
債務者　藤田　利幸
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２５４号
福岡県久留米市東櫛原町308番地８、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁5101番地
債務者　西原美知代
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２７４号
福岡県福岡市中央区地行３丁目25番８―302号
債務者　岩永　聖子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５３号
福岡県八女郡広川町大字吉常741番地１
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３３３号
宮崎市神宮西１丁目144番地　第２坂本アパート101号
債務者　黒田　千春
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５４号
岩手県二戸市仁左平字横手８番地14
債務者　堀内　　榮
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５５号
岩手県二戸市仁左平字横手８番地14
債務者　堀内　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１７１号
秋田市新屋元町９番５号
債務者　佐藤　リサ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
長野県佐久市桑山569番地
債務者　阿久澤むつ美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１９７号
長野県松本市波田1825番地７
債務者　宮澤　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５９号
長野県茅野市玉川9804―１フィールドドリームアネックス202号室、住民票上の住所長野県茅野市玉川3958番地
債務者　伊藤やすみ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１４０号
山口県下関市一の宮町３丁目６番40―412号ハイライフＮＡＭＩ
債務者　矢野　清美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の45
債務者　打樋さよ子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部